

景観まちづくり学習助成募集要項

一般財団法人 都市文化振興財団

2025年 3月改訂

景観まちづくり学習助成募集要項

1. 事業の趣旨

一般財団法人都市文化振興財団では、「景観まちづくり学習」に取り組む小・中学校に対し、費用助成を行っています。

「景観まちづくり学習」とは、まち学習、まちづくり学習の中でも、特に「景観」に注目して行う学習です。「景観」は私たちを取り巻く環境の見え方、「景色、眺め、風景」のことです。それぞれの地域において、異なる自然条件や、歴史、文化等をもとに、人々の様々な営みが積み重なってつくられています。まちの「景観」を知り、それを大切にする心を持った人が増えることが、それぞれのまちで個性ある美しいまちづくりが進むことにつながります。景観まちづくり学習は、「景観」に関心を持ち、良好な「景観まちづくり」に関わる意識を持った人づくりをねらいとした取り組みの最初の一步です。

当財団では、国土交通省において平成19年3月に策定された11のモデルプログラム（題材）「景観まちづくり学習のススメ！」（景観まちづくり教育のホームページよりダウンロード可能。<http://www.mlit.go.jp/crd/townscape/gakushu/index.htm>）の中から選んだプログラムを、授業や総合学習の時間等において取り組む小・中学校に対して、助成を行います。

2. 本事業の概要

○ 景観まちづくり教育のホームページに掲載されている「景観まちづくり学習のススメ！」にあるモデルプログラム（題材）をもとに、授業を実施する。

○ 当財団に実際の取組結果（具体的実施内容等）を報告する。

（報告内容）

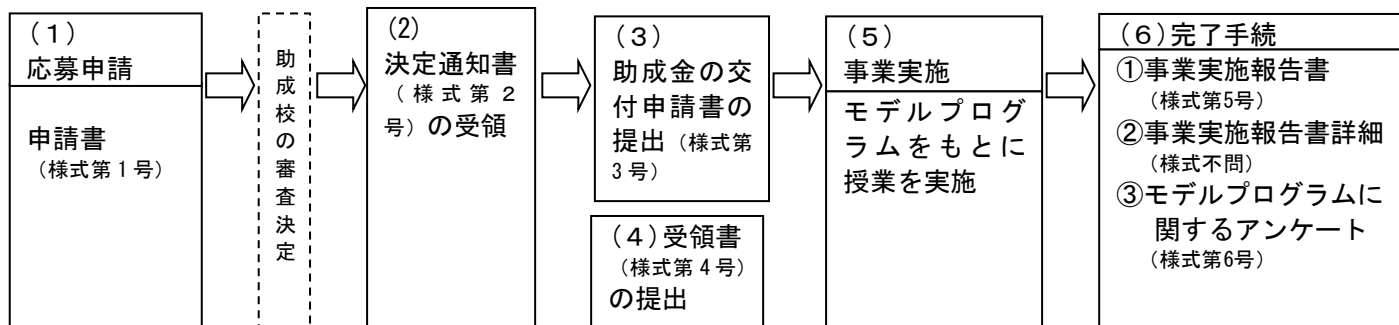
①事業実施報告書（様式第5号）

②事業実施報告書詳細（様式不問）

③モデルプログラムに関するアンケート（様式第6号）

※なお、取組結果の報告後においても、ヒアリングや写真提供等のご協力をお願いすることがあります。また、報告書の内容は、本事業のPRに活用させていただくことがあります。

事業実施フロー



3. 募集

当財団のホームページ（<http://www.toshibunka.or.jp>）において公表します。

4. 事業の実施に対する助成

事業の実施にかかる経費を含め、結果報告までの一連の取り組みに対する助成金として、1校につき10万円を支給します。

支払いについては、助成事業対象に決定後、「助成金交付申請書」により指定された口座学校等名義の口座（個人名義不可）に振込みます。（ただし、報告書の提出が無かった場合は全額を返金していただきます。）

5. 応募条件

次の両方の条件を満たすこと。

(1) 国内の小・中学校（国立・公立・私立を問わない）。

※主に小学3年生～6年生、中学生を対象として想定しています。

(2) 本事業の趣旨を理解し、良好な景観形成を担う人材育成を考え、積極的にモデルプログラム（題材）に取り組み、必要に応じて報告書や写真等の提出、ヒアリング等にご協力していただけること。

6. 提出書類

●景観まちづくり学習助成事業申請書（様式第1号）

●上記内容に添付が必要な場合、その関係書類一式

※学校長名でご応募ください。

※提出された応募書類一式は返却できませんのでご了承ください。

※提出された応募書類一式は選考以外の目的には使用いたしません。

7. 応募方法

ホームページからご応募いただけます。（別途資料の郵送をお願いする場合があります。）

応募に要する経費等については、応募者負担とします。なお、提出された申請書は返却いたしませんので、控えをとるようにしてください。

8. 選考方法

(1) 助成対象校の選考

景観まちづくり学習助成事務局と外部委員から構成される景観まちづくり学習助成審査会により書類審査を行い、企画の具体性や取り組みへの意欲等から選考します。なお、内容等確認が必要な場合は照会させていただくことがあります。

(2) 選考結果の通知・公表

選考結果については、各応募者に対し書面にて通知するとともに、当ホームページにおいて公表します。

9. お問い合わせ先

一般財団法人都市文化振興財団

景観まちづくり学習助成事務局

〒151-0053

東京都渋谷区代々木1-38-2 ミヤタビルディング 802号

TEL 03-3299-8861（火・水・木 9:00～12:00 13:00～17:00）

FAX 03-3299-8862

メール jimukyoku@toshibunka.or.jp